



国連生物多様性の10年



みんなの力で
がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう

「猛禽類保護の進め方」(改訂版)の公表について(お知らせ)

平成24年12月6日(木)
環境省自然環境局野生生物課

(代表:03-3581-3351)

(直通:03-5521-8282)

課長:中島 慶二 (内:6460)

課長補佐:田中 直哉 (内:6465)

係員:瀧口 晃 (内:6466)

環境省では、猛禽類保護のための基本的な考え方や保護のための調査方法等の指針として、「猛禽類保護の進め方」(改訂版)をとりまとめました。

今後、関係者が猛禽類保護や環境アセスメント等において活用されることを想定し作成しましたので公表します。

「猛禽類保護の進め方」については、平成8年に策定以降、各種事業の計画等に当たって参考とされるなど、猛禽類保護の指針として活用されてきました。

その後、猛禽類のおかれている状況は、生息環境の悪化や繁殖成功率の低下など、引き続き厳しいものとなっているとともに、本指針策定後、猛禽類に関する新たな知見等の蓄積が認められることなどから、専門家による検討会を開催し、「猛禽類保護の進め方」(改訂案)をとりまとめ、平成24年7月5日から7月25日までパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、今回公表するものです。

内容は、猛禽類保護の現状と保護対策の基本方向、特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについては、その生態について新たな知見を加え、行動圏を解析するための調査方法の改良等を反映させることにより、生息状況や保護のための調査と保全措置等について、地域による自然条件等の違いを考慮しつつ、各地で共通して適応できる総合的な保護指針としてとりまとめています。

(添付資料)

「猛禽類保護の進め方」(改訂版)

こちらの添付資料は以下の環境省報道発表資料のURLから入手できます。

<http://www.env.go.jp/press/index.php>

地球のいのち、つないでいこう

2011-2020 国連生物多様性の10年